○ 東京都市大学情報システム利用規則

平成 26 年 1 月 20 日 制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市大学情報基盤センター規程第11条に基づき、東京都市大学情報システム(以下「情報システム」という。)の利用に関する事項を定める。

(利用者の資格)

- 第2条 情報システムを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 東京都市大学(以下「本学」という。)の学生及び教職員
  - (2) 本学以外の学校法人五島育英会の教職員
  - (3) その他情報基盤センター所長(以下「所長」という。)が許可した者(申請)
- 第3条 利用者は、情報システムの各種サービスを受ける場合、情報基盤センターに申請し、承認を得ることとする。ただし、本学の学生及び教職員は、所定の手続きなしにサービスの一部を教育・研究及び大学運営の枠内で利用できるものとする。
- 2 利用可能なサービスは別に定める。

(利用の許可等)

- 第4条 前項の利用者の利用期間は、在学、在籍期間を原則とする。ただし、所長が大学の運用 に必要と認めたときは、その期間を延長できる。
  - 2 利用者は、アカウントなどの利用許可を得た情報を第三者に利用させてはならない。 (変更の届出)
- **第5条** 利用者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。 (利用規範)
- **第6条** 利用者は、東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシーの理念を理解し、遵守に努めることとする。

(禁止事項)

- 第7条 本学における教育・研究及び大学運営以外の利用を禁ずる。
- 2 文書・画像・ソフトウェア・その他の著作物に対する知的財産権や肖像権等の第三者の権利を 犯すことを禁ずる。
- 3 公序良俗に反する文書・画像・ソフトウェア・その他の情報を公開あるいは仲介することを禁ずる。
- 4 個人情報保護法、不正アクセス禁止法、及びその他の法律に違反又はそのおそれのある行為 に加担することを禁ずる。
- 5 情報システムに危害を加える行為を禁ずる。

- 6 情報システムが接続する外部ネットワークの利用規定に違反する行為を禁ずる。
- 7 その他、本学が不適切と判断した情報を発信又は仲介することを禁ずる。 (違反行為の処置)
- 第8条 前条の項目に違反する利用については、情報基盤センター運営会議(以下「会議」という。)、リスク管理委員会、学生部委員会、又は当該設備等の管理者が調査し、差し止めることがある。
- 2 学生の本分を外れていると認められる行為に関しては、学則に照らして停学・退学等の処分を行うことがある。
- 3 不適切な利用に起因する損害等の責任は、当該利用者に帰するものとする。 (対外的な対処)
- 第9条 会議、前条に規定する各委員会、又は当該設備等の管理者は、外部からの苦情等に対し て調査をした上で、上長の指示に基づき適正な対処を取ることとする。 (その他)
- **第10条** この規則に定めるもののほか、情報システムに関して必要な事項は、別に定める。 (規則の改廃)
- **第11条** この規則の改廃は、会議の議を経て所長が行う。 **付則**(平成26年1月20日)
  - 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
  - 2 この規則の制定により、東京都市大学情報基盤センター利用規則及び東京都市大学情報ネットワーク利用規則を廃止する。